

○日本国有鉄道改革に関する特別委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	日本国有鉄道改革法案	衆	六、九二	付委員会 議決 六、二二六	衆 付委員会 議決 六、二二六	
2	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
3	新幹線鉄道保有機構法案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
4	日本国有鉄道清算事業団法案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
5	日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
6	鉄道事業法案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
7	日本国有鉄道改革法等施行法案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
8	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案	衆	九二	付委員会 議決 二、二六	衆 付委員会 議決 二、二六	
<p>衆本会議趣旨説明 六、九五 参本会議趣旨説明 二、〇元</p>						備考

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
1	日本鉄道株式会社法案	村沢 牧君 外 五 名 (六、二〇、二五)	六、二〇、二六		付 委員 託 議 決 議 本 會 議 決	付 委員 託 議 決 議 本 會 議 決	
2	日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案	村沢 牧君 外 五 名 (二〇、二五)	一〇、一六		一〇、一六 未	一〇、一六 未	六、二〇、二六 参 本 會 議 趣 旨 説 明
3	日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案	村沢 牧君 外 五 名 (二〇、二五)	一〇、一六		一〇、一六 未	一〇、一六 未	

衆議院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参 議 院	衆 議 院	備 考
1	日本鉄道株式会社法案	伊藤 茂君 外 八 名 (六、二一、九二五)	六、二一、九二五		六、二一、九二五 (予)	六、二一、九二五 未	
2	日本国有鉄道の解散及び特定長期債務の処理に関する法律案	伊藤 茂君 外 八 名 (九二五)	九二五		九二五 (予)	九二五 未	六、二一、九二五 衆 本 會 議 趣 旨 説 明
3	日本鉄道株式会社退職希望職員等雇用対策特別措置法案	伊藤 茂君 外 八 名 (九二五)	九二五		九二五 (予)	九二五 未	

## 日本国有鉄道改革法案（閣法第一号）

### 要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の事業が現行公社形態による全国一元的経営体制の下においては適切かつ健全な運営を確保することが困難となつていふことに対処し、効率的な経営体制を確立するための抜本的な改革に関する基本的事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国の措置

国は、国鉄改革を昭和六十二年四月一日に実施するものとし、以下の改革措置を講ずるものとする。

- 1 旅客鉄道事業を北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の六地域に分割して六旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）を設立すること。
- 2 新幹線鉄道保有機構を設立し、新幹線施設の一括保有及び貸し付けを行わせること。
- 3 貨物鉄道事業を分離、独立させ、日本貨物鉄道株式会社を設立すること。
- 4 電気通信、情報処理、試験研究業務については運輸

大臣の指定する法人に引き継がせること。

- 5 連絡船、バス事業を旅客会社に引き継がせること。なお、原則としてバス事業は旅客会社の検討により分離独立するものとする。

- 6 北海道、四国及び九州の各旅客会社に、経営安定基金を置かせること。なお、国鉄は基金に必要な額の債務を負担するものとする。

- 7 前記1、4までの法人（以下「承継法人」という。）に対し、国鉄長期債務等を承継させること。ただし、北海道、四国及び九州の各旅客会社及び試験研究法人には長期債務等の承継を免除すること。

- 8 日本鉄道建設公団（以下「鉄建公団」という。）及び本州四国連絡橋公団の鉄道施設に係る資産及び債務は、原則として、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に承継させること。

- 9 国鉄を清算事業団に移行させ、承継法人に承継されない資産、債務等の処理を行わせるほか、臨時に、職員の新就職の促進業務を行わせること。

- 10 清算事業団の債務の元利償還の円滑実施のための基本的方針を策定し、これに従い、清算事業団への助成

等の措置を講ずること。

11 国鉄職員の再就職に関し必要な特別の措置を講ずること。

二、国鉄事業等の引き継ぎ等

1 運輸大臣は、国鉄事業の引き継ぎ、権利義務の承継に関する基本計画を定め、国鉄に対しその実施計画を作成させること。

2 承継法人が国鉄から承継する財産の価格は、運輸省に評価審査会を置いて決定すること。

3 承継法人は、実施計画に定められた国鉄の事業等及び権利義務について、承継法人設立時に引き継ぐものとする。

4 承継法人の設立委員は、国鉄を通じ、承継法人の職員の労働条件、採用基準を提示して職員の募集を行うものとする。

5 国鉄は承継法人の職員となる意思を確認し、意思表示した者の中から職員となるべき者を選定し、その名簿を設立委員に提出するものとする。

6 設立委員から採用通知を受けた国鉄職員は、承継法人設立時に当該承継法人の職員となること。その場合、

退職手当は支給しないこと。

7 承継法人が、国鉄の鉄道債券に係る債務を承継したときは、当該承継法人及び清算事業団が、国鉄が鉄建公団の鉄道建設債券に係る債務を承継したときは、清算事業団及び鉄建公団が、連帯債務を負うこと。

三、その他

1 国鉄改革に際し、国及び国鉄の責務と地方公共団体等の協力を定めること。

2 国は、利用者の利便の確保等に特に配慮すること。

3 日本国有鉄道法、日本国有鉄道法施行法を廃止すること。

なお、本案につき、衆議院において、政府は、国会に対し、昭和六十二年度以降五カ年間について国鉄改革に関する施策の実施状況を報告しなければならない旨の修正がなされている。

委員長報告

ただいま議題となりました八法案につきまして、日本国有鉄道改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

これら八法案につきましては、既に本会議において趣旨説明を行っておりますので、簡単にその内容について申し上げます。

まず、日本国有鉄道改革法案は、国鉄の経営している鉄道事業等に関し、分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するため、その基本的事項を定めるものでありまして、六つの旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び日本国有鉄道清算事業団について、その事務の引き継ぎ、経営安定基金の創設及び新経営形態への移行を昭和六十二年四月一日とすること等所要の規定を設けようとするものであります。

次に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案は、北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州の各旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現するため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、新幹線鉄道保有機構法案は、新幹線鉄道保有機構を設立し、東日本、東海及び西日本の各旅客鉄道株式会社の経営基盤の均衡化及びこれらの施設に係る利用者の負担

の適正化を図るため、新幹線鉄道を一括して保有し、貸し付ける等の制度を創設しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道清算事業団法案は、日本国有鉄道清算事業団に移行させ、その資産、債務等の処理を行わせるとともに、臨時にその職員の再就職の促進業務を行わせるため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案は、国鉄改革の実施に伴い、再就職を必要とする職員に対し、雇用の確保を図るため、特別の措置を緊急に講ずるとともに、清算事業団の職員になつた者についても、就職及び援助等について特別の措置を講じようとするものであります。

次に、鉄道事業法案は、国鉄の分割・民営化に伴い、地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業に関する一元的な法制度を整備することにより、鉄道利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図るため、関係規定を整備しようとするものであります。

次に、日本国有鉄道改革法等施行法案は、以上の国鉄改革六法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものであります。

最後に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案は、国鉄の経営形態の改革等に伴い、日本国有鉄道所在市町村納付金制度を廃止し、地方税の適用に関し、各事業形態に応じ、所要の措置を講じようとするものであります。

以上の八法案は、去る九月十一日、国会に提出、十月二十八日に衆議院から送付され、本会議において趣旨説明の聴取が行われました。

委員会におきましては、政府提出の八法案及び日本社会党議員発議の国鉄改革三法案を一括して審議することとしました。

最初に、橋本運輸大臣及び葉梨自治大臣並びに村沢議員より関係法案の趣旨説明を聴取した後、総括質疑を行ったほか、総理大臣及び関係大臣並びに発議議員、参考人などの出席を求めて質疑を行いました。

この間、公聴会を開き、また新潟、静岡及び広島各県に委員を派遣し地方公聴会を行ったほか、現地調査を行いました。

まず、委員会における質疑についてであります。今回の政府提出の国鉄改革法案は、公共企業体による全国一元

的経営体制を抜本的に改め、分割・民営化を図ろうとするものでありますので、国民的関心が強く、各委員の質疑も終始熱心に行われ、またその対象も広範多岐に及び、かつ詳細にわたり論議が展開されました。

以下、委員会における質疑のうち、主な事項について申し上げますと、国鉄の経営破綻の原因、長期債務の償還及び資産処分の方法、旅客及び貨物鉄道株式会社の経営、民営移行後の運賃料金の抑制、トラック事業等の公正競争の確保、雇用機会の拡大及び採用方法、国鉄共済に対する財源措置、用地売却と地価対策、地方財政の健全化並びに新幹線鉄道保有機構、整備新幹線着工問題等の諸問題が取り上げられました。

国鉄改革は、その実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員を生じます。雇用の機会を確保し、公平公正な採用を行い、かつ生活不安の解消に努めることは、委員会においても特に関心の寄せられたところであります。

政府は、これらの指摘に対し、全力を挙げて遺憾のないよう善処したい旨の決意を表明いたしました。

次いで、政府提出の八法案について質疑の終局を決定し、討論に入りましたところ、政府案に対し、日本社会党・護

憲共同を代表して赤桐理事が反対、自由民主党を代表して江島理事が賛成、日本共産党を代表して市川委員が反対、公明党・国民会議を代表して鶴岡委員が賛成、民社党・国民連合を代表して柳澤委員が賛成の意見を述べられました。討論を終わり、次いで採決の結果、政府提出の八法案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法案に対し、安恒理事より、自由民主党、社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブの共同提案に係る本法案の実施に当たり配慮すべき事項に関する附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律案  
(閣法第二号)

#### 要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社(以下「旅客会社」という。)及び日本貨

物鉄道株式会社(以下「貨物会社」という。)を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、事業

北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の各旅客会社は旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を、貨物会社は貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営するほか、運輸大臣の認可により自動車運送事業等も経営できることとする。

#### 二、社債発行限度の特例等

東日本、東海、西日本の各旅客会社及び貨物会社について社債発行限度の特例(資本及び準備金の総額または純資産額の十倍まで)を設けるとともに、社債権者に先取特権を認めること。

#### 三、監督等

1 新株の発行、社債の募集、長期借入金、代表取締役及び監査役の選定、事業計画、重要な財産の譲渡、定款の変更等の決議等については運輸大臣の認可を受けなければならないこと。

2 六旅客会社及び貨物会社は、同種の事業を営む中小企業者の事業活動に特に配慮しなければならないこと。

#### 四、経営安定基金

北海道、四国及び九州の各旅客会社は、経営安定基金をそれぞれ管理運用し、その運用益をもつて収支を維持するものとする。基金は、純資産額が資本、準備金及び基金の総額に満たなくなつた場合以外取り崩してはならないこと。

#### 五、会社の設立その他

1 運輸大臣は、各旅客会社及び貨物会社ごとに設立委員を命じ、発起人の職務を行わせること。会社の設立に際して発行株式総数は国鉄が引き受けるものとする。こと。

2 政府は、旅客会社（北海道、四国及び九州の各旅客会社を除く。）及び貨物会社の設立後五年間に限り、国会の議決を経た金額の範囲内において発行社債の債務保証をすることができることとする。

#### 委員長報告

七三ページ参照

#### 新幹線鉄道保有機構法案（閣法第三号）

#### 要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）を設立し、新幹線鉄道が我が国の基幹的輸送機関として国土の均衡ある発展に果たしている役割にかんがみ、新幹線鉄道を経営する旅客会社の経営基盤の均衡化と利用者負担の適正化を図るため、新幹線鉄道を一括して保有し、これを旅客鉄道株式会社に貸し付けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

1 この法律において、新幹線鉄道とは以下の四線をいうこととする。

- (1) 東北新幹線（東京―盛岡）
- (2) 上越新幹線（大宮―新潟）
- (3) 東海道新幹線（東京―新大阪）
- (4) 山陽新幹線（新大阪―博多）

2 この法律において、旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）とは以下の三社をいうこととする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
- (2) 東海旅客鉄道株式会社
- (3) 西日本旅客鉄道株式会社

## 二、組織等

- 1 保有機構は特殊法人とすること。
- 2 保有機構に役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置くこと。理事長及び監事は運輸大臣が任命し、理事は運輸大臣の認可を受けて理事長が任命することとする。

## 三、業務範囲

- 保有機構は、以下の業務を行うものとする。
- 1 その保有する新幹線鉄道施設を旅客会社に貸し付けること。
  - 2 貸し付けた鉄道施設に係る大規模災害復旧工事を旅客会社の申し出に基づき行うこと。
  - 3 前記1及び2の業務に附帯する業務を行うこと。
- ## 四、鉄道施設の貸し付け等

- 1 保有機構は、その保有する新幹線鉄道施設を旅客会社に対し有償で貸し付けなければならないこととし、旅客会社はこれを借り受けなければならないものとする。

ること。

- 2 保有機構は、運輸省令で定める基準、方法により、貸付料の年額及び貸付期間を定め、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならないものとするほか、二年ごとに貸付料の年額等について見直しを行うものとする。

- 3 新幹線鉄道施設の維持管理については、保有機構が旅客会社の申し出に基づき大規模災害復旧工事を行う場合を除き、原則として借り受ける旅客会社が行うものとする。

- 4 貸付期間が終了したときは、別に法律で定めるところにより、新幹線鉄道施設を旅客会社に譲渡するものとする。

## 五、大規模災害復旧工事

旅客会社は借り受けている新幹線鉄道施設について、大規模災害復旧工事を行うことについて保有機構に申し出ることができることとする。

## 六、借入金、債務保証

保有機構は、借入金または債券発行を行うほか、政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務保証

をすることができることとする。

#### 七、監督等

保有機構は、事業計画、借入金、業務方法書の作成、利益及び損失の処理、償還計画、重要な財産の処分等については、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

#### 八、その他

保有機構は、東日本旅客会社の意見を聴いて、東北新幹線の建設中の区間（東京―上野）の建設を行うものとする。

#### 委員長報告

七三ページ参照

#### 日本国有鉄道清算事業団法案（閣法第四号）

#### 要旨

本案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）を日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に移行させ、国鉄長期債

務等の償還、国鉄用地等資産の処分を行うほか、臨時に、職員の再就職の促進業務を行わせようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、法人格及び役員

1 清算事業団は特殊法人とすること。

2 清算事業団に理事長一人、理事五人以内、監事二人以内の役員を置くほか、臨時に副理事長一人及び理事三人以内を置くこととする。理事長及び監事は運輸大臣が任命し、副理事長及び理事は運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命することとする。

#### 二、資産処分審議会

1 清算事業団に資産処分審議会を置き、資産処分業務の基本的方針等の事項について、その意見を聴かなければならないこととする。

2 資産処分審議会は、学識経験者から運輸大臣の認可を受けて理事長が任命した十人以内の委員をもつて組織するものとする。

#### 三、業務の範囲

清算事業団は、以下の業務を行うものとする。

(1) 国鉄長期債務等の元利償還

(2) 国鉄用地等資産の処分

(3) 処分用地の宅地造成及び関連施設の整備並びに売却

(4) 清算事業団承継の権利義務等の行使

(5) 前記(1)～(4)のほか委託を受けて行う宅地造成等の業務

(6) 再就職必要職員の再就職の促進を図るための臨時の業務

(7) その他必要業務

#### 四、投資

清算事業団は、その委託による事業に投資することができるものとする。

#### 五、土地の処分の方法

清算事業団は、土地の売却等を行う場合、一般競争入札の方法に準じた方法、その他運輸省令で定める方法によらなければならないものとする。

#### 六、債務の償還等

1 政府は、清算事業団の債務の償還等に関する基本的な方針を定めるほか、予算の範囲内で補助金等を交付し、またはその他の援助、あるいは必要な資金の融資

等の措置を講ずるものとする。

2 清算事業団は、清算事業団の債務の償還等を実施するための実施方針を定めるほか、毎事業年度の償還計画をたてなければならぬものとする。資産の効率的な処分等により必要な資金の確保に努めなければならないこと。

#### 七、借入金、債務保証

清算事業団は、長期借入金または債券発行を行うほか、政府は、国会議決を経た金額の範囲内で債務保証することができるとすること。

#### 委員長報告

七三ページ参照

日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法案（閣法第五号）

#### 要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）改革の実施に伴い、一時に多数の再就職を必要とする職員が発生す

るため、改革の前後を通じて、これらの者の再就職を促進するための特別措置を講じ、もつて職業の安定を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国鉄退職希望職員に関する措置

1 再就職促進方針

国は、国鉄退職希望職員の再就職の機会確保、援助等のための施策に関する事項を定めた再就職促進方針を策定するものとする。

2 再就職の機会の確保に関する措置

(1) 国の任命権者は、国鉄退職希望職員を採用するよう努めなければならないこと。

(2) 国は、特殊法人等、地方公共団体及び主要な事業主団体に対し、国鉄退職希望職員の採用を要請するものとし、特殊法人等及び地方公共団体の任命権者は、その要請に応じて採用に努めるものとする。

(3) 国鉄は、関連事業主に対し、必要な条件整備のための措置を講じて国鉄退職希望職員を優先的に雇い入れるように要請するとともに、その他の事業主に對し、国鉄退職希望職員の雇い入れを積極的に要望する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 再就職の援助等に関する措置

(1) 公共職業安定所は、国鉄退職希望職員の再就職促進のため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国は、国鉄に対し、国鉄退職希望職員の再就職の援助等に関する措置について、その求めに応じて、必要な助言、指導その他の援助を行うものとする。

一、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）職員に関する措置

1 再就職促進基本計画

(1) 国は、昭和六十二年四月一日（以下「移行日」という。）以後速やかに、清算事業団職員の再就職の機会確保、援助等のための施策の基本事項を定めた再就職促進基本計画を策定するものとする。

(2) 再就職促進基本計画は、移行日から三年内にすべての清算事業団職員の再就職が達成されるような内容のものとして定められなければならないこと。

2 実施計画

清算事業団は、毎事業年度、再就職する清算事業団

職員の数の目標に関する事項、再就職の援助等に関する措置等を定めた実施計画を作成し、主務大臣（内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣）の認可を受けるものとする。

3 再就職の機会に関する措置

(1) 国、特殊法人等及び地方公共団体による職員の採用、国による事業主団体に対する協力要請については、前記一の(1)(2)と同様の措置をとるものとする。

(2) 旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、新幹線鉄道保有機構及び電気通信業務等に関する運輸大臣指定法人（以下「承継法人」という。）は、労働者を雇い入れる場合には、清算事業団職員を優先的に雇い入れるようにしなければならない。

(3) 清算事業団は、関連事業主及びその他の事業主に對し、前記一の(2)(3)と同様の措置をとるものとする。なお、その場合、承継法人は、清算事業団に對し、必要な協力をしなければならない。

4 再就職の援助等に関する措置

(1) 清算事業団は、教育訓練、無料職業紹介事業、清

算事業団職員を雇い入れる事業主に対する助成及び援助、住宅のあつせん等の業務を行うものとする。

(2) 承継法人は、清算事業団の求めに応じて、教育訓練施設の提供等の措置を講ずるように努めなければならない。

(3) 国及び雇用促進事業団は、職業訓練について特別の措置を講ずるものとし、都道府県は、清算事業団からの職業訓練の委託に応ずるように努めるものとする。

(4) 国は前記一の(3)(1)(2)と同様の措置をとるものとする。

(5) 雇用促進事業団は、職業訓練、職業及び生活に関する相談、開業資金のあつせん及び債務保証等の業務を行うものとする。

三、国鉄又は清算事業団の主務大臣への報告

国鉄又は清算事業団は、国鉄退職希望職員又は清算事業団職員の再就職の状況等を主務大臣（内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣及び自治大臣）に報告しなければならない。

四、この法律の失効

この法律は、昭和六十五年四月一日限り、その効力を失うこと。

委員長報告

七三ページ参照

鉄道事業法案（閣法第六号）

要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）が分割・民営化されることに伴い、現在国鉄が行っている鉄道事業が民営鉄道事業となることから、地方鉄道法を廃止し、新たに鉄道事業に関する一元的な法制度を整備することにより、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道事業の免許

鉄道の経営と所有の分離を認め、鉄道事業の免許の種類を以下の三種類に区分すること。

(1) 第一種鉄道事業（鉄道線路を所有し、旅客又は貨物の運送を行う事業）

(2) 第二種鉄道事業（鉄道線路を借り受けて、旅客又は貨物の運送を行う事業）

(3) 第三種鉄道事業（鉄道線路を敷設し、譲渡又は貸与する事業）

二、鉄道事業

1 鉄道事業を経営しようとする者は、路線及び鉄道事業の種類ごとに運輸大臣の免許を受けなければならないものとする。

2 鉄道事業者は、鉄道施設について工事計画を定め、免許の際運輸大臣の指定する期限までに、工事の施行の認可を申請しなければならないものとする。

3 鉄道事業者は、工事施行の認可の際運輸大臣の指定する工事完成期限までに鉄道施設の工事を完成し、運輸大臣の完成検査を申請しなければならないものとする。

4 第一種及び第二種鉄道事業者（以下「鉄道運送事業者」という。）は、車両を鉄道事業の用に供しようとするときは、その車両が技術上の基準に適合することに

ついで、運輸大臣の確認を受けなければならないものとすること。

5 鉄道事業者により選任された設計管理者が、鉄道施設又は車両の設計について技術上の基準に適合することを確認した場合には、鉄道施設の完成検査及び車両の確認等の申請又は届け出に際し、簡略化された手続によることができるものとする。

6 第一種及び第三種鉄道事業者は、鉄道線路を第二種鉄道事業者で使用させるときは使用料等の使用条件について運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。また第三種鉄道事業者は、鉄道施設を第一種鉄道事業者に譲渡しようとするときは、譲渡価格等譲渡条件について運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。

7 鉄道運送事業者は、旅客又は貨物の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないものとする。ただし、一定範囲の割引については、届け出をもつて足りるものとする。

8 鉄道運送事業者は、列車の運行計画を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならないものとする。

こと。

9 鉄道運送事業者は、他の運送事業者と相互乗り入れ等運輸に関する協定をしようとするときは、その旨を運輸大臣に届け出なければならないものとする。

10 運輸大臣は鉄道事業について公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、事業運営を改善するよう命令することができるものとする。

11 運行管理業務等の管理の受委託、事業の譲渡譲受、事業の休廃止等の許認可、免許の取り消し又は失効等について、所要の規定を設けること。

三、索道事業及び専用鉄道  
索道事業の経営の許可、専用鉄道の設置の届け出等について所要の規定を設けること。

四、指定検査機関  
運輸大臣が行う鉄道施設又は索道施設の検査の全部又は一部を、指定検査機関に行わせることができるものとする。

五、その他  
地方鉄道法を廃止すること。その他所要の経過措置を

設けること。

## 委員長報告

七三ページ参照

## 日本国有鉄道改革法等施行法案（閣法第七号）

### 要旨

本案は、日本国有鉄道改革法（以下「改革法」という。）等六本の法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、改革法等の施行のための措置

旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）及び日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）が日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）から権利及び義務を承継することに伴い、以下の所要の経過措置を設けること。

- 1 旅客会社及び貨物会社が国鉄から引き継いだ鉄道事業その他の事業について関係事業法に基づき免許等を受けたものとみなすこと。

- 2 旅客会社は、国鉄から引き継いだバス事業の経営の分離に関する検討を行い、その結果を昭和六十二年四月一日（以下「移行日」という。）から六月以内に運輸大臣に報告するものとし、その検討の結果に基づきバス事業の経営を分離しようとするときは、遅滞なく、分離に関する方針等を記載した計画を定め、運輸大臣の承認を受けるものとする。

- 3 旅客会社、貨物会社、新幹線鉄道保有機構及び電気通信業務等に関する運輸大臣指定法人（以下「承継法人」という。）は、承継した土地を、承継後五年以内に事業の用に供しないこととなつたときは、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）に通知するものとし、その場合、清算事業団は、承継法人に対し当該土地を簿価で譲り渡すべきことを請求することができる。

- 4 国鉄の職員が清算事業団の職員になる場合には、退職手当は支給しないこと。

- 5 国鉄は、日本鉄道建設公団（以下「鉄建公団」という。）の一定の鉄道施設を承継するため、国鉄の鉄建公団に対する出資はなかつたものとし、鉄建公団はその

額の資本金を減少するものとする。

6 承継法人等が国鉄等の権利を承継する場合、不動産取得税、特別土地保有税、自動車取得税、登録免許税、有価証券取引税を非課税とするなど租税関係法令の適用に関する措置を定めること。

7 その他鉄道債券等に対する政府保証の存続に関する措置、日本鉄道共済組合が支給する年金の給付に要する費用の負担に関する措置等について定めること。

## 二、改革法等の施行に伴う関係法律の整備等

改革法等の施行に伴い、会計検査院法等計百五十二件の関係法律について廃止又は規定の整備等を行うとともに、経過措置を設けること。

1 心身障害者及びその介護者の運賃等の軽減について国鉄が配慮する旨の規定を削除すること（心身障害者対策基本法）。

2 旅客会社、貨物会社、新幹線鉄道保有機構及び清算事業団等を適用法人とし、適用法人の職員をもつて組織する組合を日本鉄道共済組合とする等の規定の整備を行うこと（国家公務員等共済組合法）。

3 帝都高速度交通営団に関する措置

(1) 帝都高速度交通営団に出資し得る者を「国鉄及び関係地方公共団体」から「政府及び関係地方公共団体」に改めること（帝都高速度交通営団法）。

(2) 帝都高速度交通営団の資本金のうち国鉄の出資持分は、国鉄が清算事業団に移行した後適正な価額で政府に譲渡されるものとし、政府は、清算事業団に対する貸付金の償還に代えて、当該出資持分を譲り受けることができることとする（帝都高速度交通営団法）。

4 通運事業に関する通運取扱業、通運代弁業及び鉄道利用業の免許を統合するとともに、統合する免許については、現行の取扱駅別に免許を行う制度を廃止すること（通運事業法）。

5 鉄建公団に関する措置

(1) 現行では、鉄建公団の本来業務とされている国鉄新線の建設を、民営化に伴い他の民鉄と同様その申し出により建設を行うこととする等鉄建公団の業務等に関する規定の整備を行うこと（日本鉄道建設公団法）。

(2) 鉄建公団は、青函トンネルについて、政令で定め

るところにより、無償貸し付け又は貸付料の減額ができることとする（日本鉄道建設公団法）。

(3) 本法施行の際現に鉄建公団が建設を行っている地方鉄道新線については、鉄建公団は、本法施行後においても引き続きその建設を行うことができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

(4) 鉄建公団は、工事保留線のうち運輸大臣が昭和六十四年三月三十一日（昭和六十一年度）に承認を受けた特定地方交通線に接続する工事保留線は、昭和六十四年九月三十日）までに告示するものについて、その後六月以内に鉄道事業者からの申し出があつた場合には、建設を行うことができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

#### 6 新幹線鉄道に関する措置

(1) 新幹線鉄道に関して、建設線の調査並びに営業主体及び建設主体は、それぞれ、運輸大臣があらかじめその同意を得て指名する法人が行うものとする（全国新幹線鉄道整備法）。

(2) 運輸大臣は、整備計画の決定又は変更については、

あらかじめ営業主体及び建設主体の同意を得なければならぬこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

(3) 本法施行前に決定され、又は変更された整備計画に係る建設線については、それぞれ、承継計画において定めるところにより、旅客会社に対して営業主体の指名が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

(4) 前記(3)の建設線のうち国鉄に対して建設の指示が行われたもの（東北、九州新幹線）については、それぞれ、(3)の旅客会社（東京と上野の間の東北新幹線は新幹線鉄道保有機構）に対して建設主体の指名及び建設の指示が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

(5) 前記(3)の建設線のうち鉄建公団に対して建設の指示が行われたもの（北海道、北陸新幹線）については、それぞれ、鉄建公団に対し建設主体の指名及び建設の指示が行われたものとみなすこととする（全国新幹線鉄道整備法）。

(6) 新幹線鉄道に係る基本計画又は整備計画の決定、

営業主体又は建設主体の指名等については、政令で定める審議会に諮問するものとする（全国新幹線鉄道整備法）。

7 本州四国連絡橋公団は、工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該鉄道の路線に係る鉄道事業者と協議しなければならないこととする等の規定の整備を行うこと（本州四国連絡橋公団法）。

8 特定地方交通線対策に関する措置

(1) 移行日前に特定地方交通線の承認を受けたものについては、移行日から二年間（昭和六十一年度承認線は二年六月）は、従前の特定地方交通線対策協議会等の制度を存続し、旅客会社が特定地方交通線対策を継続することとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

(2) 清算事業団は、旅客会社に対し、移行日から起算して二年間（昭和六十一年度承認線は二年六月）の特定地方交通線の運営費を負担するものとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

(3) 移行日から二年六月（昭和六十一年度承認線は三年）以内に廃止される特定地方交通線について、政

府は、予算の範囲内で、清算事業団に対し、廃止のための措置に要する費用を補助することができることとする（日本国有鉄道経営再建促進特別措置法）。

9 新幹線鉄道保有機構及び清算事業団については、所得税、法人税及び印紙税を非課税とすること。なお、清算事業団については、登録免許税も非課税とすること（所得税法、法人税法、印紙税法、登録免許税法）。

10 旅客会社、貨物会社等の職員の労働関係を既存の民鉄等の職員と同様にすること（公共企業体等労働関係法）。

11 国鉄の役職員の地位利用による選挙活動の禁止等に関する規定の整理を行い、既存の民鉄等の職員と同様にすること（公職選挙法）。

委員長報告

七三ページ参照

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

### 要旨

本案は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴う地方税制上の措置として所要の規定の整備を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方税法の改正

##### 1 法人住民税

日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）について非課税とすること。

##### 2 事業税

清算事業団及び新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）の収益事業以外の事業所得につき非課税とすること。

##### 3 不動産取得税

(1) 清算事業団及び保有機構の本来事業用の一定の不動産の取得について非課税とすること。

(2) 六旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）、

清算事業団から無償譲渡を受けた特定地方交通線又は地方新線に係る不動産の一定期間内の取得について非課税とすること。

#### 4 固定資産税及び都市計画税

(1) 清算事業団が本来事業用に所有する一定の固定資産について非課税とすること。

(2) 旅客会社、日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）及び保有機構が国鉄から承継する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度分までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一とし、さらに北海道、四国及び九州の各旅客会社が本来事業用に供する一定の固定資産について、昭和六十四年度から昭和七十一年度分までの各年度分に限り、課税標準をその価格の二分の一とする特例措置を設けること。

#### 5 電気税

主として電気を動力として鉄道事業を営む者に該当しない旅客会社が旅客運送用に使用する電気について十年間に限り非課税とすること。

#### 6 特別土地保有税

保有機構が設置する鉄道施設の用地又はその取得について非課税とすること。

7 自動車取得税

特定地方交通線に係る転換交付金の交付を受けて取得する一定の一般乗合用バスの取得について非課税とすること。

8 軽油引取税

貨物会社が一定の機械の動力源に供する軽油の引き取りについて、課税免除とすること。

9 事業所税

東日本、東海、西日本の各旅客会社及び貨物会社が一定の本来事業用施設に係る課税標準の算定について、一定期間その二分の一を控除するとともに、北海道、四国及び九州の各旅客会社にあつては四分の三を控除すること。

二、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正

日本国有鉄道有資産所在市町村納付金等の制度を廃止し、それに伴い、法律の題名を「国有資産等所在市町村交付金法」に改めること。

委員長報告

七三ページ参照